平成２１年（フ）第１３８号
高知県高岡郡佐川町永野2682番地３
債務者　近藤　　静
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７５４号
大分県臼杵市大字江無田100番地
債務者　久保田栄治郎
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８１８号
大分市生石１丁目２番３号　コーポわだ302
債務者　百崎　典宜
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８４号
宮崎県都城市高木町4838番地
債務者　野﨑　奈々
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場209番地１
債務者　一倉　公三
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
鹿児島県霧島市隼人町見次1617番地
債務者　渡邊リツ子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目１番13号
債務者　直　　幸秀
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目１番13号
債務者　直　　明子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田467番地の５
シャトレとうま101
債務者　徳元さちよ（旧姓浦崎）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６９号
沖縄県国頭郡東村字有銘957―２　村営団地201、住民票上の住所沖縄県国頭郡東村字有銘254番地１
債務者　安谷屋あゆみ（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２３８号
長野県東御市和2192番地５
債務者　滝澤幸四郎
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２３９号
長野県東御市和2192番地５
債務者　滝澤　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１９９５号
京都府八幡市八幡月夜田69番地の14
債務者　藤井　明美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９６号
京都府八幡市八幡月夜田69番地の14
債務者　藤井　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８２号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田３番地の66
債務者　安田　人美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０５号
京都市南区久世大藪町99番地　大やぶ荘５号
債務者　内田　幸江
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１０号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　３棟503号
債務者　東野　里美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３４号
京都府城陽市富野西垣内85番地の８
債務者　山口　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係